資本関係又は人的関係に関する申告について

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の 同一入札への参加は認めないこととしておりますので、申請者は、次の(ア)又は(イ) の関係にあたる者について、資本関係又は人的関係に関する申告してください。

申告漏れや記載漏れは虚偽の申請とみなしますのでご注意ください。

なお、申告した内容に変更が生じた場合は、変更後の資本関係又は人的関係がある者全 て記載のうえ提出してください。

(ア)資本関係

- ①親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ)と子会社等(同法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ)の関係にある場合
- ②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

親会社等及び子会社の定義

会社法第2条第4号の2 親会社等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- イ 親会社(株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配 している法人として法務省令で定めるものをいう。)
- ロ 株式会社の経営を支配している者(法人であるものを除く。)として法務省 令で定めるもの

会社法第2条第3号の2 子会社等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- イ 子会社(会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当 該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。)
- ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

(イ) 人的関係

- ①一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ)の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人(民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項又は会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ)を現に兼ねている場合
- ③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 【注意】①については、会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手 続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社を いう。)である場合を除く。

役員の定義

- 1 株式会社の取締役(代表取締役、社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社にあっては執行役)
- 2 持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社 員
- 3 組合の理事又はこれらに準ずる者
- 4 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任され た管財人
- ※申請者における役職及び兼任者における役職の両方が上記に該当する場合のみ、申告の対象となります。
- ※「取締役」には、代表取締役・社外取締役も含みますが、指名委員会等設置会社に おける取締役は含みません。
- ※「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しません。特に指名委員会等設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。

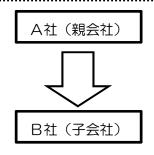
資本関係又は人的関係に変更があった場合(全て解消された場合を含

む)又は新たに生じた場合は、速やかに資本関係又は人的関係に関する申告してください。

記入上の注意事項

- I 1の①及び②に規定する「親会社」又は「子会社」の関係にある者とは、次のような場合をいいます。
- (1) 一方の<u>A社※1、※2</u>が他方のB社の議決権総数の過半数を所有している関係 (A社とB社は、同一の入札に参加できません。)

A社がB社の議決権の過半数を所有



A社の申告	1. ②子会社等の関係にあたる者	B社
B社の申告	1. ①親会社等の関係にあたる者	A社

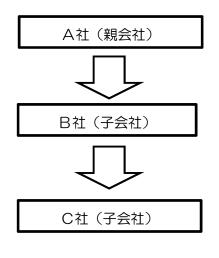
※1:A社が個人事業者である場合は、その個人事業主を含みます。

※2:A社の役員がB社の議決権総数の過半数(複数の役員で所有している場合には、その合計 が過半数となるときを含みます。)を所有している場合を含みます。

(2)一方の会社Aが(1)の子会社の関係にある会社Bが他方の会社Cの議決権の総数の過半数を 所有している関係

(A社、B社及びC社は、同一の入札に参加できません。)

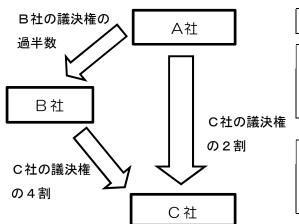
- A社は、B社の議決権の過半数を所有
- B 社は、C社の議決権の過半数を所有
- ・A 社は、B・C 社の経営を支配



A社の申告	1. ②子会社等の関係にあたる者	B·C社		
B社の申告	1. ①親会社等の関係にあたる者	A社		
	1. ②子会社等の関係にあたる者	C社		
	1. ③親会社等を同じくする子会	C社		
	社等同士の関係にあたる者			
4 ABAUM ABBULLE 17 4 A DAI				
C社の申告	1. ①親会社等の関係にあたる者	A·B社		
	1. ③親会社等を同じくする子会	B社		
	社等同士の関係にあたる者	口红		

(3) 一方の会社Aが(1)の子会社の関係にある会社Bが所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社Cの議決権の総数の過半数を所有している関係 (A社、B社及びC社は、同一の入札に参加できません。)

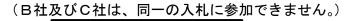
・A社がB社・C社の経営を支配

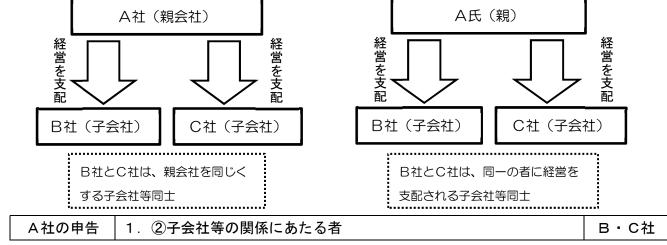


A社の申 告	1. ②子会社等の関係にあたる者	B·C社
B社の申告	1. ①親会社等の関係にあたる者	A社
	1. ③親会社等を同じくする子会社	C社
	等同士の関係にあたる者	CAT

C社の申告	1. ①親会社等の関係にあたる者	A·B社
	1. ③親会社等を同じくする子会社	B社
	等同士の関係にあたる者	

Ⅱ 2に規定する「親会社を同じくする子会社同士の関係」とは、次のような場合をいいます。 B社の議決権総数の過半数を所有している会社とC社の議決権総数の過半数を所有している会 社がいずれもA社※3である場合におけるB社とC社の関係





B社の申告	1. ①親会社等の関係にあたる者	A社·A氏
	1. ③親会社等を同じくする子会社等同士の関係にあたる者	C社
	T	
C社の申告	1. ①親会社等の関係にあたる者	A社・A氏
	1. ③親会社等を同じくする子会社等同士の関係にあたる者	B社

※3:市の競争入札参加資格の有無、建設業許可の有無及び法人格の有無を問いません。

Ⅲ 3に規定する「人的関係」のある者とは、次のような場合をいいます。

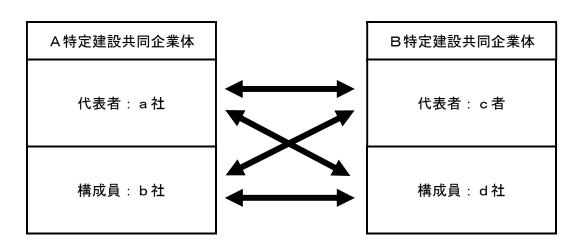


- ※4:「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。
 - ア 会社の代表権を有する取締役(代表取締)
 - イ 取締役(社外取締役を含み、委員会設置会社の取締役を除く。常勤又は非常勤を問わない。)
 - ウ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
 - エ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役
 - オ 一方が個人事業者である場合は、その個人事業主

(監査役、会計参与及び執行役員は、役員等に該当しません。)

Ⅳ 入札参加者が共同企業体である場合の適用について

(1)矢印で結ばれた2社の間に、資本的関係又は人的関係がある場合には、同一の入札への参加が認められません。



(2) 矢印で結ばれた2社の間に資本的関係又は人的関係があっても、同一の入札への参加は制限されません。

